

対象疾病	出席停止の期間	休園のめやす時期
登園許可書が必要な感染症		
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで	医師の診断による
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで	医師の診断による
百日咳	特有の咳が消失し投薬が終了するまで	医師の診断による
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで	10日間位
流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過しかつ全身状態が良好になるまで	10日間位
風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで	6日間位
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで	10日間位
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消失後2日経過するまで	医師の診断による
結核	感染のおそれなくなるまで	医師の診断による
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで	医師の診断による
コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	感染のおそれなくなるまで	医師の診断による
腸管出血性大腸菌感染症（O-157）	感染のおそれなくなるまで	
流行性角結膜炎（はやり目）	感染のおそれなくなるまで	
急性出血性結膜炎	感染のおそれなくなるまで	
マイコプラズマ感染症	急性症状が改善し、全身状態が安定するまで	
胃腸炎（感染性・急性） <small>（流行性嘔吐下痢症およびお腹の風邪等嘔吐・下痢症状が出た場合）</small>	下痢、嘔吐症状が回復し、全身状態が安定し普段の食事がとれること	
登園許可書が必要でない感染症		
溶連菌感染症	適切な抗菌薬投与開始後24時間を経て全身状態が安定するまで	医師の診断による
ウイルス性肝炎	全身状態が安定するまで （無症候キャリアは登園可）	
手足口病	全身状態が安定するまで （登園後も手洗いなどの予防法を特に励行）	
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が安定するまで	
ヘルパンギーナ	全身状態が安定するまで （登園後も手洗いなどの予防法を特に励行）	
RSウイルス感染症	急性症状が改善し、全身状態が安定するまで	
伝染性膿痂疹（とびひ）	登園可能（確実にガーゼで覆うこと、ガーゼで覆えなければ登園不可）	
伝染性軟属腫（水いぼ）	登園可能（確実に覆えれば可）	
アタマジラミ	駆除に努めながら登園可能	

* 家族が「登園許可書が必要な感染症」に罹った場合も園児の登園は出来ません

登園許可書

青い丘保育園二の宮

園児氏名

生年月日 年 月 日

疾病名

上記疾患は、感染するおそれなくなり登園可能を認めます。

○出席停止期間 年 月 日 から 年 月 日

○登園許可日 年 月 日

年 月 日

医療機関名

診療医師名



○登園許可書は右半分をコピーしてお使い下さい。

令和5年5月改定 青い丘保育園二の宮